

事務連絡
平成21年7月2日

各財務(支)局理財部金融監督第一課長 殿
沖縄総合事務局財務部金融監督課長

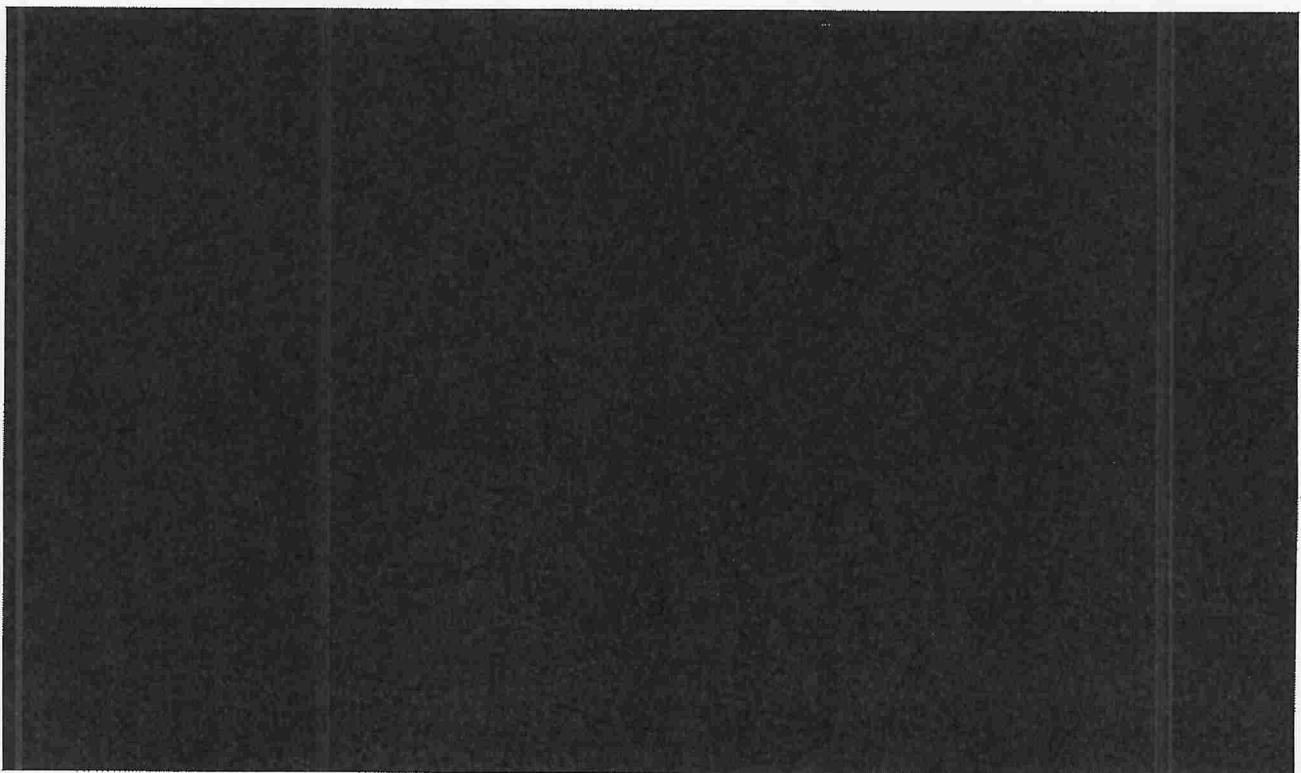
金融庁総務企画局総務課課長補佐
黒沼進

春秋叙勲及び褒章候補者の推薦に関する留意事項について

「春秋叙勲及び褒章候補者の推薦について」（平成16年1月8日付事務連絡）の具体的な取扱いについて下記のとおり定めることとしたので、了知のうえ、平成22年春の叙勲候補者から適用願いたい。

なお、「春秋叙勲及び褒章候補者の推薦について」（平成15年9月18日付事務連絡）及び「叙勲・褒章推薦の可否について」（平成18年10月11日）は廃止する。

記



4. 褒章受章者を叙勲候補者として推薦する場合

- (1) 過去に褒章を受章した者を叙勲候補者として推薦する場合には、褒章受章後少なくとも5年以上を経過し、褒章の事績以外の顕著な功績を有する者であることに留意する。

5. その他

- (1) 推薦に当たっては、別添様式により提出するものとする。なお、上記1.～3.及び4. (2)に該当する場合には、関係資料を添付するものとする。また、当該候補者は、原則として内閣府との事前協議の対象となることに留意する。
- (2) 推荐後受章時までの間に、候補者又は候補者の関係する法人等において法人事故等不祥事が発覚した場合、その他栄典の受章環境上検討が必要と思われる事象が発覚した場合には、速やかに総務企画局総務課栄典担当に連絡するものとする。

(以上)